

ペットフード・ペット用おやつの販売に関する規定

本イベントでは、ご来場者およびペットの安全確保、商品の衛生管理・品質保持の観点から、ペットフードおよびペット用おやつの販売・配布について、以下のとおり定めます。

1. 包装されていない商品の販売禁止

ペットフード・ペット用おやつについて、商品を包装せず、むき出しの状態で陳列・販売することは禁止いたします。販売する商品は、原則として事前に適切な包装を行い、衛生的な状態で販売してください。

2. つかみ取り・詰め放題等の禁止

不特定多数の来場者が直接商品に触れる可能性があるため、下記について禁止いたします。

- つかみ取り
- 詰め放題
- 来場者自身による取り分け
- 来場者が直接商品に触れる販売・配布方法

有料販売だけでなく、無料配布・サービスとして実施する場合についても同様とします。

3. 量り売り・小分け販売について

量り売り、小分け販売を行う場合は、販売者側で衛生的に取り分け、適切に包装した状態でお客様へお渡しください。また、ペットフード安全法その他関係法令に基づき、商品名、原材料、賞味期限、原産国、事業者名等、必要な商品情報を購入者へ適切に提供してください。

4. 本規定の目的

本規定は、ペットフード・ペット用おやつの販売そのものを制限することを目的とするものではありません。

イベント会場という不特定多数の方やペットが来場する環境において、

衛生管理、異物混入防止、品質保持、商品情報の適正な提供およびトラブル防止を目的として、

イベント主催者が定める販売管理基準です。

出店者の皆様におかれましては、安全で安心できるイベント運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

